

上越市病院事業会計について

(病院事業会計における消費税返還について)

【更正の請求手続き等に係る経緯】

1. 「上越地域医療センター病院の管理に関する協定書」変遷

- ① 平成 18 年 2 月 28 日「当初協定書」締結
 - ・管理業務の遂行に要する一切の費用を「委託料」とする。(人件費にも消費税課税)
- ② 平成 20 年 10 月 1 日「変更協定書」締結
 - ・診療等に要する人件費は「診療交付金」とする。(消費税非課税 *H20. 10. 1 以降)
 - ・他の一切の経費は「委託料」とする。(消費税課税)
- ③ 平成 22 年 12 月 21 日「新たな協定書」締結
 - ・指定管理者制度導入時の市の法令等の解釈の誤りによる錯誤を是正するため、①②の協定書を取消し無効とし、改めて新たな協定書(H18. 4. 1 に遡り適用)を締結。
 - ・診療等に要する人件費は「診療交付金」とする。(消費税非課税)
 - ・他の一切の経費は「委託料」とする。(消費税課税)

※別紙「病院事業会計処理の図解」参照

2. 消費税返還請求手続き関係

○消費税及び地方消費税の更正の請求書

- ・提出日：平成 22 年 12 月 27 日
- ・提出者：上越医師会長
- ・提出先：高田税務署長

〈更正の請求の理由〉—概要—

平成 22 年 12 月 21 日に締結した「上越地域医療センター病院の管理に関する協定書」により、「当初協定書」及び「変更協定書」を取り消し無効としたことにより、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度(4~9 月)における課税資産の譲渡等はなかったものとする取扱を受けることができるとし、国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号及び国税通則法施行令第 6 条第 1 項第 2 号の規定の適用を受けて、当該各期に納めた消費税の更正を求めるとしたもの。

※根拠法令について

○国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号について

国税の法定申告期限後に生じた政令で定めるやむを得ない理由があるときは、当該理由が生じた日の翌日から起算して 2 月以内に更正の請求をすることができるとするもの。

○国税通則法施行令第 6 条第 1 項第 2 号について

国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号に規定する政令で定めるやむを得ない理由が示されている条項。やむを得ない理由として、「申告に係る税額等の基礎となった契約が、当該契約の成立後に生じたやむを得ない事情によって解除、又は取り消されたこと」とある。

○更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

- ・通知日：平成 23 年 3 月 16 日（3 月 17 日 上越医師会受理）
- ・通知者：高田税務署長
- ・通知先：上越医師会長

〈通知書の内容〉－抜粋－

更正の請求については、調査の結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）本件更正の請求の理由は、国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号に該当しないため。

○異議申立書

- ・提出日：平成 23 年 5 月 16 日
- ・提出者：上越医師会長
- ・提出先：高田税務署長

〈異議申立ての理由〉－概要－

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」には、「国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号に該当しないため」とのみ記載されているだけで、何をもって「該当しない」と判断したのかという具体的な理由が示されていないなど、納得できる内容ではないことから、国税通則法第 75 条の規定に基づき異議申立てを行うこととした。

異議申立の理由については、上越医師会が更正の請求に至った経緯、請求理由をさらに補完し、平成 18 年 2 月 28 日締結の協定を、市の錯誤により無効、取消しとし、人件費相当分を交付金とする新たな協定を市の求めにより、平成 22 年 12 月 21 日に締結したことが、納税者である医師会にとって、契約後生じたやむを得ない理由であることを再度主張している。

○他の法令等による手立ての検討

■「消費税法基本通達 14-1-11」による手法を模索

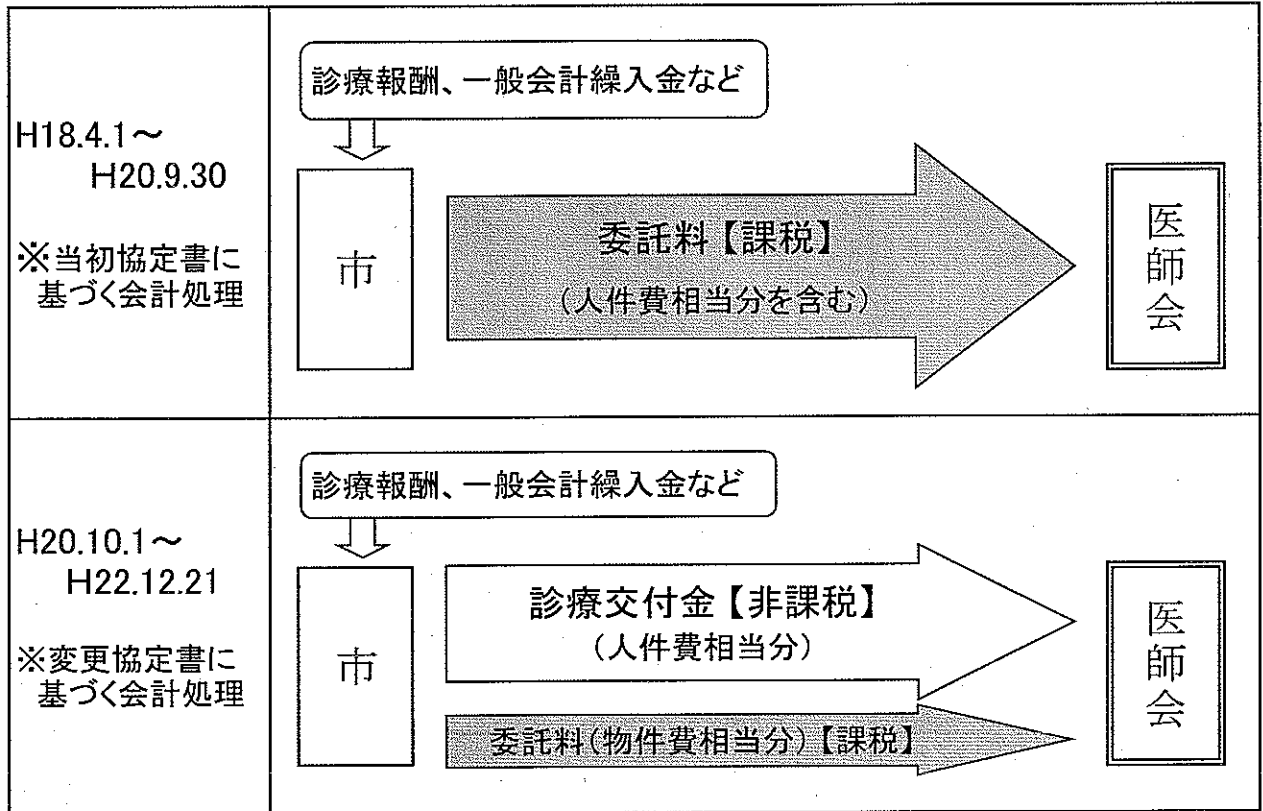
取引が無効又は取消しとなったことにより、この取引に係る対価を返還等した場合に、後年度の消費税申告納付の際に、無効、取消しとした過年度分の消費税額の控除が認められるというもので、この通達に基づく手続きも視野に入れているということを異議申立の中に織り込み、消費税返還の取組みに対する市と医師会の更なる強い姿勢を示している。

【通達文】－全文－

課税資産の譲渡等を行った後に、当該課税資産の譲渡等が無効であった場合又は取消しをされた場合には、当該課税資産の譲渡等はなかったものとする。

なお、当該課税資産の譲渡等の時が当該無効であったことが判明した日又は取消しをされた日の属する課税期間前の課税期間である場合において、当該判明した日又は取消しをされた日に売上げに係る対価の返還等をしたものとして、消費税法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定を適用しているときは、これを認める。

病院事業会計処理の図解



平成22年12月21日付で、平成18年4月1日に遡って新たに協定書を締結

新たに協定書を締結したことにより、これまでの協定書を無効とし、平成18年4月から平成20年9月まで支払った人件費相当分の消費税について、「更正の請求」を行った。

